

パブリックコメントの結果について

- ・胎内市個人情報保護法施行条例（案）に関するご意見と回答
- ・募集期間 令和4年10月11日（火）～10月31日（月）
- ・受付人数（意見数） 1名（4件）

NO	いただいたご意見	回答
1	今回のパブリックコメントを含め、新潟県と同様に「個人情報保護制度一元化後の胎内市として取るべき対応」等について、胎内市情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行ったのか（実施した場合は審査会からの答申内容、未実施の場合は不必要と判断した理由）を伺う。	今回の条例改正に際しては、改正個人情報保護法（以下、「改正法」といいます。）により許容される範囲内において必要な事項を規定するものであるため、胎内市情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問という形はとっておりませんが、委員に対して個別にご意見をお伺いしています。なお、現在のところ委員からのご意見はございません。
2	公務員の氏名について、現行の胎内市個人情報保護条例では保有個人情報開示請求があった場合に原則として開示すると規定されている（第16条第3号ウ）が、今後は全て非開示となるのか。解釈、運用基準など具体的な説明を求める。	改正法第78条に開示により開示請求者以外の個人を識別することができるもの等は不開示情報と定義されていますが、公務員の氏名について、同条第2号イに「慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報」は例外とされていることから、慣行により新聞等で報道された氏名については開示することとなります。
3	現在、保有個人情報開示請求に対する開示及び非開示事項と情報公開請求に対する公開及び非公開事項に不整合が生じている。本条例制定に併せて胎内市情報公開条例の規定を改正する必要はないのか。	ご指摘の通り、改正法と不整合を生じないように胎内市情報公開条例の一部改正を予定しています。
4	今回、財産区を市の機関として定義した理由は何か。また個人情報保護法の対象に含まれな	ご指摘の通り財産区は、市とは別の独立した特別地方公共団体であり、市の機関ではありませんので修正い

	い市議会について、別途同様の 条例を制定する動きはあるか。	たします。 また、市議会については、別途条例制 定を予定しています。
--	----------------------------------	--